

花巻あすかの里指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◆ ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◆ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◆ 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1 当法人の概要

事業者名称	社会福祉法人松園福祉会
代表者氏名	理事長 高橋 弘毅
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	岩手県花巻市松園町 391 番地 8 (0198-24-6605)
法人設立年月日	昭和 56 年 3 月 10 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	花巻あすかの里指定居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業者番号	岩手県指定 第 0370500464 号
事業所所在地	岩手県花巻市西宮野目第 14 地割 56 番地 2
管理者氏名	瀬川 英樹
法令遵守責任者	高橋 弘毅
連絡先 相談担当者名	電話 0198-21-1015 F A X 0198-21-1011 瀬川 英樹
事業所の通常の 事業の実施地域	旧花巻市内(その他の地域は要相談)
開設年月	平成 13 年 4 月 10 日

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

月曜日から土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ※緊急連絡先 0198-21-1010
休業日	日曜日・国民の祝日及び 8 月 16 日、12 月 31 日～1 月 3 日

(3) 職員の体制 ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 名	資 格	常 勤	非常勤	常勤換算	業務内容
管 理 者 介護支援専門員	主任介護支援専門員	1 名	名	1 名	職員及び業務の管理 居宅介護支援の提供
介護支援専門員	主任介護支援専門員	3 名	名	3 名	居宅介護支援の提供
介護支援専門員	介護支援専門員	2 名	名	2 名	居宅介護支援の提供
合 計	—	6 名	名	6 名	—

(4) 運営の方針と実施概要

運 営 の 方 針	① 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 ② 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 ③ 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公平中立に行ないます。 ④ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。 ⑤ 事業所の介護支援専門員は、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 ⑥ 事業所の介護支援専門員は居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。 ⑦ 事業所の介護支援専門員は、利用者の状況把握のため、要介護認定有効期間中少なくとも 1 月に 1 回介護支援専門員が訪問させていただきます。 ⑧ 事業所の介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
-----------	--

実 施 概 要 等	事 項	有 無	備 考
	介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
	調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン
	介護支援専門員への研修の実施	有	新任研修、採用後1ヶ月以内個別研修計画の策定と実施
	契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、お客様の都合により解約した場合の解約料	無	

(5) サービスの利用方法について

サービスの利用を開始する場合	お電話等でお申し込みください。 当事業所の職員がお伺いいたします。
お客様のご都合でサービスを終了する場合	お申し出くださればいつでも解約できます。
当事業所の都合でサービスを終了する場合	人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともに、他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
自動終了 右記の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。	・お客様が介護保険施設に入所し退所の予定がない場合 ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合 ・お客様が亡くなられた場合
その他	お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

(6) 居宅介護支援サービスの内容、利用料

居宅介護支援の内容	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。 * ご契約者が介護保険料未納等の場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただく場合があります。その後自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
② 居宅サービス事業者との連絡調整	
③ サービス実施状況把握、評価	
④ 利用者状況の把握	
⑤ 給付管理	
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助	
⑦ 相談業務	

※居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付ける居宅サービス事業所については当法人以外の事業所も問題なく利用できます。複数の事業所の紹介を求める事や、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求める事が可能です。尚、ご不明な点がございましたら説明させていただきます。

取扱い件数区分 要介護度区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当りの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110 円
“ 45 人以上 60 人未満の場合において、45 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,440 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,040 円
“ 60 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,260 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,220 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。2 ヶ月以上継続の場合は所定料金を算定しません。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

要介護度による区分なし	加 算	加算額	算 定 要 件 等
	初 回 加 算	3,000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	特 定 事 業 所 加 算 (I)	5,190 円	常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置かつ常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置。要介護 3～5 の割合が 40%以上。法廷研修等における実習受入事業所となる等人材育成への協力体制を確保、他法人の居宅支援事業所と共同で事例検討会等を実施等
	特 定 事 業 所 加 算 (II)	4,210 円	常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置かつ常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置し法廷研修等における実習受入事業所となる等人材育成への協力体制を確保、他法人の居宅支援事業所と共同で事例検討会等を実施等
	特 定 事 業 所 加 算 (III)	3,230 円	常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置かつ常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置し法廷研修等における実習受入事業所となる等人材育成への協力体制を確保、他法人の居宅支援事業所と共同で事例検討会等を実施等
	特 定 事 業 所 加 算 (A)	1,140 円	常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置かつ常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上配置し法廷研修等における実習受入事業所となる等人材育成への協力体制を確保、他法人の居宅支援事業所と共同で事例検討会等を実施等
	特 定 事 業 所 医 療 介 護 連 携 加 算	1,250 円	前々年度 3 月から前年度 2 月の間に病院・診療所・介護保険施設等連携した回数が 35 回以上又はターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定した場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (I)	2,500 円	入院日に病院又は診療所の職員に対し利用者の必要な情報提供をした場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (II)	2,000 円	入院後 3 日以内に病院又は診療所の職員に対し利用者の必要な情報提供をした場合

要介護度による区分なし	退院・退所加算		退院・退所に当たって利用者に関する必要な情報の提供を求める事、その他連携を行なった場合
		4,500 円	必要な情報の提供をカンファレンス以外で 1 回受ける
		6,000 円	必要な情報の提供をカンファレンスで 1 回受ける
		6,000 円	必要な情報の提供をカンファレンス以外で 2 回受ける
		7,500 円	必要な情報の提供を 2 回(カンファレンスで 1 回以上)受ける
		9,000 円	必要な情報の提供を 3 回以上(カンファレンスで 1 回以上)受ける
	通院時情報連携加算	500 円	利用者が病院・診療所で診察を受ける時に同席し情報提供を行うと共に医師・歯科医師等から必要な情報の提供を受けた上で記録する
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない必要に応じて居宅サービス等の調整を行なった場合(1 月 2 回を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	24 時間連絡できる体制を確保し御自宅で亡くなられた方に亡くなる 14 日以内に 2 日以上訪問し主治医やサービス事業所と連携した場合
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位に加算する

中山間地域等：岩手県全域（但し、特別地域居宅介護支援加算が算定されている地域を除く）

※中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供したとしても、その利用者の居住地が「通常の事業の実施地域」に該当する場合は、加算を算定することはできません。

（７）高齢者虐待防止の推進

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者： 管理者 瀬川英樹

② 成年後見人制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備します。

④ 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

⑤サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(8) サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむ得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 利用サービス従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為。
- ③ サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

3 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

4 個人情報の取り扱いについて

花巻あすかの里指定居宅支援事業所では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の取り扱いを以下のとおりとします。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1) 施設内部での利用目的

- ① 利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 契約等の管理
 - ・ 会計、経理
 - ・ 介護事故、緊急時等の報告
 - ・ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2) 介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や他居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ その他の業務委託
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託(一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1) 利用に係る利用目的

- ① 管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 施設において行われる事例研究等

2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

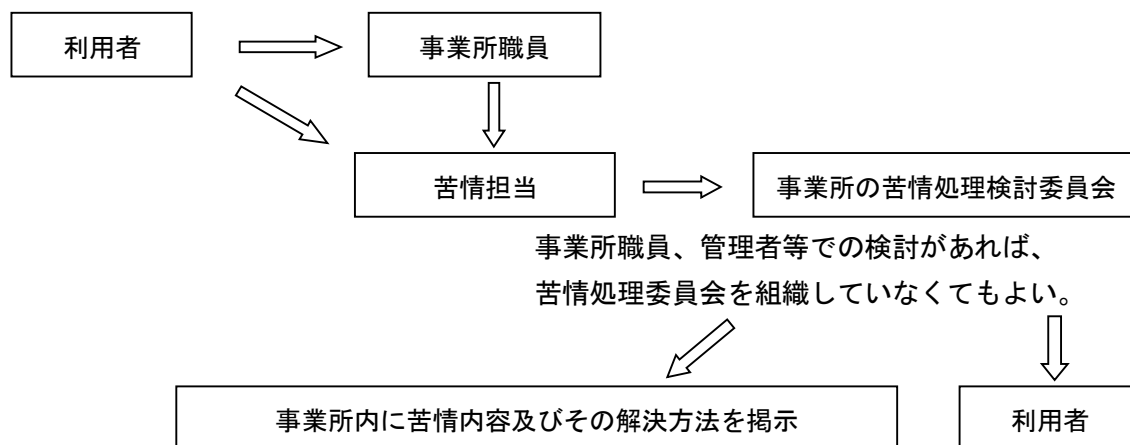
- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

5 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。



(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	お客様相談窓口	所 在 地 花巻市西宮野目第 14 地割 56 番地 2 電話番号 0198-21-1010 ファックス番号 0198-21-1011 受付時間 9：00 ～ 17：00 苦情受付担当者 高橋 邦弘 苦情解決責任者 高橋 弘毅
	第三者委員	氏名 岩渕 満智子 住所 花巻市上小船渡 80-1 電話番号 0198-24-2686
		氏名 内館 勝人 住所 花巻市幸田 19-36 電話番号 0198-31-2650
【市町村（保険者）の窓口】 介護保険相談窓口		所 在 地 花巻市花城町 9-30 電話番号 0198-24-2111 ファックス番号 0198-24-7729 受付時間 9：00 ～ 17：00
【公的団体の窓口】 岩手県国民健康保険団体連合会		所 在 地 盛岡市大沢川原三丁目 7 番 30 号 電話番号 019-623-4325 受付時間 9：00 ～ 17：00

6 緊急時及び事故発生時の対応方法について

- ① 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ② 事業所に連絡すると共に、利用者の主治医又は医療関係へ連絡を行い、医師の指示に従います。
- ③ 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し、事後報告となる場合もあります。
- ④ 必要に応じて市町村へ連絡します。
- ⑤ 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

連絡先	氏 名	住 所	電 話 番 号
ご家族等 (続柄)	()		
その他 (続柄)	()		
医療機関名 医師名			

7 重要事項説明の確認

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	---

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岩手県花巻市西宮野目第 14 地割 56 番地 2
	法人名	社会福祉法人松園福祉会
	事業所名	花巻あすかの里指定居宅介護支援事業所
	管理者氏名	瀬川 英樹
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名

署名代行者

住 所

氏 名

（契約者との関係： ）

代行し
た理由

代理人

住 所

氏 名

（契約者との関係： ）

（ R7. 4. 1 改訂）